

参加料の記載のないものは無料です。/市外局番 (0154) を省略しています。/市役所本庁舎は「市役所」、市役所防災庁舎は「防災庁舎」に省略しています。

交通事故にご注意ください

年末に向け、凍結路面や日没の早まりなどから交通事故の増加が懸念されます。外出する際には、時間に余裕をもって行動し、交通安全に努めましょう。

- スピードの出し過ぎ等無謀運転の防止
 - 全ての座席のシートベルト、チャイルドシートの正しい着用
 - デイ・ライトの推進
 - 夜間運転時のハイ・ビーム
 - 交差点では安全確認
 - 夜光反射材の着用
 - 飲酒運転の根絶
- ☎市民生活課(☎31-4521)



各種相談窓口



■女性のためのなんでも無料法律相談所(要予約、当日受付可)

☎12月8日(金)午後1時30分～3時30分 / ☎釧路地方法務局2階会議室 / ☎釧路人権擁護委員協議会事務局(☎31-5040)

■女性のための無料法律相談(要予約)

☎12月13日(水)午後1時～3時 / ☎4人 / ☎☎12月6日(水)午前9時から電話で男女平等参画センターふらっと(☎65-1034)へ

■外国人のための無料相談会

☎12月17日(日)午前10時～午後1時 / ☎観光国際交流センター2階「くしろ国際交流プラザ」 / ☎在留資格や生活全般に関する相談 / ☎札幌出入国在留管理局釧路港出張所(☎22-2430)

■ふれあい相談

☎[電話相談]月・水・金曜日、[面接相談(要予約)]月曜日、各午前10時～午後3時30分※ともに祝日、年末年始を除く / ☎総合福祉センター(旭町12-3) / ☎家庭生活全般、心配ごと、悩みごと / ☎ふれあい相談センター(☎24-7837)

■犯罪被害者相談室

☎[電話相談]火・金曜日午前10時30分～午後2時30分、[面接相談(要予約)]随時※ともに祝日、年末年始(12月19日(火)～2024(令和6)年1月8日(月))を除く / ☎犯罪被害に関する相談等 / ☎釧路被害者相談室(☎24-6002)

■障がい者就労支援相談(要予約)

☎12月21日(木)午後1時～4時 / ☎防災庁舎3階障がい福祉課 / ☎障がい福祉課(☎23-5201)、障がい者就業・生活支援センターふれん(☎65-6500)

■法律相談(要予約。先着6人)

☎12月1日(金)午後1時～3時

■人権相談(要予約。先着5人)

☎12月22日(金)午後1時～3時30分

【共通】 ☎市役所1階市民相談室 / ☎相談日の1週間前の金曜日午前8時50分から電話で市民協働推進課(☎31-4504・4505)へ

■行政相談(当日受付)

☎12月5日(火)、19日(火)午後1時～3時 / ☎市役所1階市民相談室 / ☎事前予約制のオンライン相談も行っています(毎週火曜日午後1時～3時) / ☎釧路行政監視行政相談センター(☎23-7136)

市民意見提出手続条例に基づき、皆さんの意見を募集します

下記の素案の詳しい内容は、各公表場所に備え付けの資料か市ホームページをご覧ください。

釧路市障がい福祉計画・釧路市障がい児福祉計画(2024(令和6)～2026(令和8)年度)の策定	
内容	同計画は、障害者総合支援法第88条および児童福祉法第33条の20の規定に基づく、障害福祉サービスや障害児通所支援等について、必要なサービス見込み量とその確保のための方策を定め、サービス基盤の整備等を着実に実施するための計画である。 「障がい福祉計画」と「障がい児福祉計画」を一体の計画として、2024(令和6)～2026(令和8)年度を計画期間とした計画を策定するもの。
提出・問合せ先	障がい福祉課(〒085-8505黒金町7-5☎23-5201☎25-3522) ☎sho-shougaihukushi@city.kushiro.lg.jp

釧路市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画「いきいき健やか安心プラン2024～2026」(素案)	
内容	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条の規定に基づき策定するもの。 高齢者の方が生きがいを持ち、健やかに安心して暮らし、社会のかけがえない担い手として大切にされる社会の実現を目的に、3年ごとに見直しを行っており、今回は2024(令和6)～2026(令和8)年度を計画期間とする第9期計画を策定するもの。
提出・問合せ先	介護高齢課介護保険担当(〒085-8505黒金町7-5☎31-4598☎32-2003) ☎ka-kaigohoken@city.kushiro.lg.jp

くしろ男女平等参画プランの中間改定	
内容	すべての人が個人として尊重され、性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮し、自分らしく生きられる社会の実現に向けて2018(平成30)年に策定したくしろ男女平等参画プランについて、市民意識調査の結果等を踏まえてプランの中間改定を行うもの。
提出・問合せ先	市民協働推進課(〒085-8505黒金町7-5☎31-4504☎23-5220) ☎shi-shiminkyoudou@city.kushiro.lg.jp

釧路市パートナーシップ宣誓制度について	
内容	互いの個性や多様性を認め合い、誰もが個人として尊重され自分らしく活躍し、人生のパートナーや大切な人と安心して暮らせるまちの実現を目指し、釧路市パートナーシップ宣誓制度を導入するもの。
提出・問合せ先	市民協働推進課(〒085-8505黒金町7-5☎31-4504☎23-5220) ☎shi-shiminkyoudou@city.kushiro.lg.jp

第2次釧路市環境基本計画の改定	
内容	釧路市環境基本計画は、釧路市環境基本条例第8条に基づき環境の保全および創造に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するため策定する基本的な計画である。 2021(令和3)年3月に策定した第2次釧路市環境基本計画について、国および北海道の二酸化炭素排出量の削減目標の引き上げなどの国内外の動向などを踏まえ、新たな目標設定や2050(令和32)年の脱炭素化の実現に向けた取り組みの拡充を目的として改定するもの。 なお、同計画は、「気候変動適応法」第12条に基づき、気候変動適応に関する施策の推進を図ることを目的とする「気候変動適応計画」を包含するもの。
提出・問合せ先	環境保全課環境管理担当(〒085-8505黒金町7-5☎31-4535☎23-4651) ☎ka-kankyoukanri@city.kushiro.lg.jp

健康くしろ21第3次計画の策定	
内容	同計画は、全ての市民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な地域を実現するため、健康寿命の延伸や自分の健康を守る取り組み等を柱とする市民の健康づくりの方向性を示した計画である。今年度をもって現行計画期間が終了することから、新たに2024(令和6)～2035(令和17)年度の12年間を計画期間とした計画を策定するもの。
提出・問合せ先	健康推進課(〒085-8505黒金町7-5☎31-4525☎31-4601) ☎ke-kenkou@city.kushiro.lg.jp

第2次釧路市自殺対策計画の策定	
内容	同計画は、「生きることの包括的な支援」としての自殺対策を総合的かつ効果的に推進し、誰も自殺に追い込まれることのない社会を実現するための計画である。今年度をもって現行計画期間が終了することから、新たに2024(令和6)～2028(令和10)年度の5年間を計画期間とした計画を策定するもの。
提出・問合せ先	健康推進課(〒085-8505黒金町7-5☎31-4525☎31-4601) ☎ke-kenkou@city.kushiro.lg.jp

【共通】募集期間 = 12月中旬～2024(令和6)年1月中旬 / **原案の公表場所** = 市役所・各行政センター1階市政情報コーナー、各支所、市ホームページ、および各担当課 / **意見の提出方法** = 市ホームページや原案の公表場所に備え付けている意見等の提出書に、住所、氏名(団体名)、意見等提出者の区分を記入の上、メール、郵送、信書便、ファクス、持参で提出してください。